平成２２年（フ）第４５８５号
東京都町田市小野路町2481―１　Ｙかやのき401
債務者　関野　桂三
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６５８号
東京都大田区西六郷１丁目７―22―102
債務者　佐久間慧一
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７０３号
東京都練馬区向山４丁目21―15―106
債務者　横山　美樹
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４号
青森市中央２丁目12番13号
債務者　佐藤　　房
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分　青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９号
広島県福山市水呑町1028―３、住民票上の住所広島県福山市鞆町鞆629番地
債務者　叭田　敦久
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第８６４号
愛知県高浜市二池町３丁目６番地28　ドエルＵＳ－Ｂ―202
債務者　奈良恵理子
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４５９４号
東京都世田谷区新町１丁目18―８　カーサ新町Ｄ―101
債務者　深田　洋子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１３号
東京都東大和市清水２丁目931番地の１メゾンフルヤⅡ101
債務者　伊藤　信助
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月２日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３２４号
東京都町田市鶴川５丁目１番地６の305
債務者　上村喜代司
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月２日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１７号
東京都国立市谷保4328番地の１サンコートＡ202
債務者　阿保　尚文
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月３日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１８号
東京都国立市谷保4328番地の１サンコートＡ202
債務者　阿保久美子
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月３日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２０５号
東京都国分寺市戸倉１丁目２番地14カームハイツ恋ヶ窪Ｖ202
債務者　高橋真由子
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月３日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３３号
東京都小平市天神町２丁目376番地都営小平天神町２丁目第２アパート２―408号
債務者　石橋　敬由
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月３日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３６号
東京都板橋区熊野町25番７―403号
債務者　葉山　良偉
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月３日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４５０８号
東京都八王子市別所１丁目42―１―２―507
債務者　長岡　啓子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月８日午前11時　東京地方裁判所民事第20部